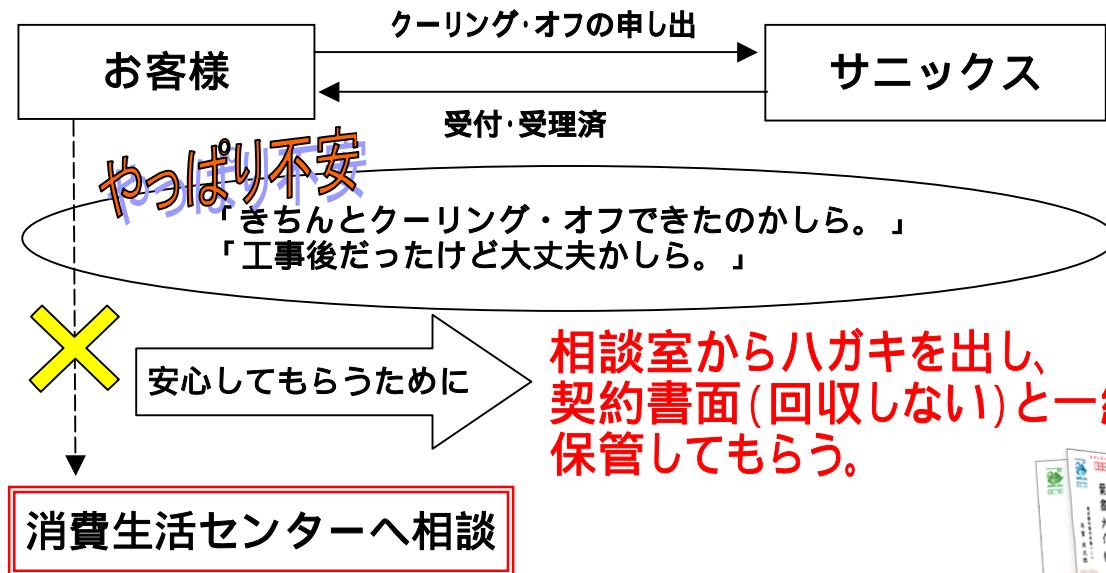


お客様相談室便り 06年 12月号

「クーリング・オフ受理確認の通知」導入から1ヶ月

11月1日より、クーリング・オフの申し出があったお客様へ「クーリング・オフ受理確認の通知」をお送りするようになりました。



地区名	クーリング・オフ受付簿受付数
北部九州	63
南九州	11
西九州	15
中国	32
四国	17
関西	43
中京	17
全体	198

対象は、クーリング・オフ(契約解除)を申し出されたすべてのお客様です



「クーリング・オフ期間は過ぎているが、解約があったのでハガキを発送してほしい」
「契約したが、当社から解約を申し出たのでハガキは送らないでほしい」などの希望があれば、「クーリング・オフ受付簿」にその旨記入してFAXしてください。

クーリング・オフ受付簿の
提出をお願いします

.....ご協力お願いします.....

「クーリング・オフ受付簿」の未提出があるようです。お客様からクーリング・オフという言葉が出なくとも、契約書を交わしたもののがキャンセルになったらすべて「クーリング・オフ受付簿」の提出をお願いします。

お客様に安心を届けたい。

お客様の家を守るのもお客様に安心して暮らして頂くためです。

原因（理由）はさまざまですが、クーリング・オフの申し出をされたお客様に対しても会社としてきちんと受理している事を伝え、安心して頂きましょう。

「クーリング・オフ受理確認の通知」をお送りするようになり、お客様から「安心しました」というお声を頂いております。

● 所属でもお客様からのクーリング・オフの申し出があった場合は、本社より「クーリング・オフ受理確認のはがき」が届くことを伝えてください。

お客様からのクーリング・オフの申し出を受けました。受理しましたという確認のために、本社より「クーリング・オフ受理確認の通知」のはがきをお送りします。

相談室



きちんと処理できた通知が届くと安心できるわ。

お客様

